

(令和7年2月20日：修正版)

白馬村浄化センター
し尿等下水道投入施設建設工事

公募型プロポーザル実施要領

令和7年1月

長野県 白馬村

《目 次》

I	はじめに.....	1
II	工事の概要.....	1
1	工事名	1
2	本工事の対象となる公共施設等の名称及び種類.....	1
3	公共施設等の管理者.....	1
4	整備対象施設の概要.....	1
5	発注方式	2
6	契約形態.....	2
7	実施区域.....	2
8	関係法令等の遵守.....	2
9	工事の対象となる業務範囲.....	2
10	優先交渉権者の決定方法.....	3
III	プロポーザルに関する事項.....	3
1	プロポーザルに関するスケジュール.....	3
2	プロポーザル参加に関する手続き.....	3
3	プロポーザルに関する担当部署等.....	8
4	プロポーザル参加資格要件.....	8
IV	応募者の審査及び優先交渉権者の選定.....	10
1	審査の機関.....	10
2	優先交渉権者の選定方法.....	10
V	本事業に関する提示条件.....	11
1	工事発注等に関する条件.....	11
2	本村が適用を予定している交付金について.....	11
3	保険.....	11
VI	公表資料の一覧.....	12
1	実施要領添付資料.....	12
2	別添資料.....	12

I はじめに

白馬村（以下「本村」という。）は、し尿処理を小谷村と共同で事務処理を行っている白馬山麓事務組合で管理運営を行ってきたが、し尿処理施設は稼働後 30 年が経過し、施設の老朽化や処理量の減少により、し尿と下水を一元的に処理することを方針として、新たにし尿等下水道投入施設を建設（以下「本工事」という。）する計画である。

本村は、本工事の設計・施工を一括発注(性能発注方式)することとし、公募型プロポーザル方式により優先交渉権者を選定する。

白馬村浄化センターし尿等下水道投入施設建設工事 公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）は、本事業の優先交渉権者選定手続きに参加しようとする者に公表するものであり、実施要領に基づき提出された提案書類に対して選定委員会が審査を行い最も評価が高い提案書類を作成した者を本工事の優先交渉権者として特定するものである。

実施要領は、白馬村浄化センターし尿等下水道投入施設建設概要、公告から契約締結までのスケジュール、プロポーザル参加者の資格要件及び本工事の条件等について示したものであり、本工事のプロポーザルに参加を希望する者は、実施要領の内容を踏まえて、プロポーザル参加表明書及び提案書類の作成を行い提出するものとする。

また、白馬村浄化センターし尿等下水道投入施設建設工事の要求水準書、優先交渉権者決定基準、建設工事請負契約書（案）、様式集、提出書類の作成要領も実施要領と一体のものであり、提出書類の作成にあたっては本書を精読の上、遺漏のなきよう留意すること。

II 工事の概要

1 工事名

白馬村浄化センターし尿等下水道投入施設建設工事

2 本工事の対象となる公共施設等の名称及び種類

名 称 白馬村浄化センターし尿等下水道投入施設
種 類 下水道投入施設

3 公共施設等の管理者

白馬村長 丸山 俊郎

4 整備対象施設の概要

提案図書の対象となる工事概要は次のとおりである。

項 目	概 要
し尿等下水道投入施設	①計画処理量 5.7KL/日：し尿 10.3KL/日：浄化槽汚泥（農集排汚泥含む） 16.0KL/日：合計 ②処理方法 夾雑物除去・希釈放流方式 ③放流先 松川マンホールポンプ場 ④建設場所

	長野県北安曇郡白馬村大字北城字大出原 8209 番、8210 番、8211 番 ⑤敷地面積 2,822 m ² ⑥工期 全体工期：令和 7 年度～令和 9 年度 新施設竣工：令和 10 年 3 月（予定）
--	---

5 発注方式

本工事における施設の整備は設計・施工一括発注方式（性能発注方式）により実施する。

6 契約形態

本村は、受託者と本工事に係る建設工事請負契約を締結する。

7 実施区域

実施区域は、「添付資料-2 実施区域」に示すとおりである。

8 関係法令等の遵守

本村及び事業者は、本事業を実施するにあたり、必要な関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守しなければならない。

9 工事の対象となる業務範囲

本工事において本村及び事業者が行う事業の範囲は次のとおりとする。また、各項目の詳細については「要求水準書」に示すとおりとする。

(1) 事業者が行う業務

ア 本施設の設計に関する業務

- ① 本施設の設計
- ② 本村が提示する調査結果以外に必要となる事前調査
- ③ 本村の社会資本整備総合交付金（以下「交付金」という。）申請支援
- ④ 本村が行うその他許認可申請支援
- ⑤ その他これらを実施する上で必要な業務

イ 本施設の建設に関する業務

- ① 本施設の建設
- ② 建設工事に係る許認可申請等
- ③ その他これらを実施する上で必要な業務

(2) 本村が行う業務

本施設の設計・建設に関する業務

- ① 用地の確保
- ② 近隣対応

- ③ 本施設の交付金申請手続
- ④ 本施設の設計・建設モニタリング
- ⑤ その他これらを実施する上で必要な業務

10 優先交渉権者の決定方法

プロポーザル参加資格を有することが認められた応募者から提出された提案書類は、別途定める優先交渉権者決定基準に基づき選定委員会が審査し、最高得点を獲得した応募者を優先交渉権者、第2位を次点候補者として決定する。

ただし、最高得点を獲得した応募者が2者以上あるときは、優先交渉権者決定基準で採点された総合評価点のうち、技術点が高い応募者を優先交渉権者とし、もう一方の候補者を次点候補者とする。

III プロポーザルに関する事項

1 プロポーザルに関するスケジュール

本事業の実施スケジュールは、次のとおりを予定している。

内 容	日 程
① 公告及び実施要領等の公表・交付	令和7年 1月 21日 (火)
② 概要説明会および現地見学会申込受付期限	令和7年 1月 24日 (金)
③ 概要説明会および現地見学会	令和7年 1月 28日 (火)
④ 実施要領等に関する質問受付期限	令和7年 1月 28日 (火)
⑤ 実施要領等に関する質問回答の回答および公表	令和7年 1月 30日 (木)
⑥ 参加資格審査に関する提出書類受付期限	令和7年 2月 7日 (金)
⑦ 技術提案書の受付期限	令和7年 3月 17日 (月)
⑧ 事業者ヒアリング	令和7年 3月 19日 (水)
⑨ 優先交渉権者の選定	令和7年 3月 21日 (金)
⑩ 優先交渉権者の決定および公表	令和7年 3月 21日 (金)
⑪ 仮契約	令和7年 3月 31日 (月)
⑫ 契約の締結 (議決)	令和7年 4月上旬

※上記スケジュールに変更が生じる場合は、その内容を公表する。

2 プロポーザル参加に関する手続き

(1) 公告及び実施要領の公表

本村は、令和7年1月21日に公告を行い、「公募型プロポーザル実施要領書」、「要求水準書」、「優先交渉権者決定基準」、「建設工事請負契約書(案)」、「様式集」及び「提出書類の作成要領」を本村ホームページで公表する。

(2) 実施要領等に関する質問受付及び回答

実施要領等に関する質問受付及び回答を以下のとおり実施するものとし、電話等による質問には一切応じない。なお、応募者の特殊な技術、ノウハウ等に係り応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、質問に対する回答は公表するものとし、本村が必要と認めた場合は質問について直接確認を行うことがある。

ア 提出期間

本実施要領等公表日から令和7年1月28日（火）17:00までとする。

イ 提出方法

本実施要領等と同時にホームページに公表する実施要領等に関する質問書（様式1-1）（Microsoft Excel形式）に記入のうえ、そのファイルをE-mailに添付し提出する。

(ア) 提出先

白馬村役場 上下水道課 下水道係

(イ) E-mail アドレス

suido@vill.hakuba.lg.jp

(ウ) タイトル

① プロポーザル参加資格に関する質問について

「(応募者名) - 実施要領等に関する質問 (参加資格)」

② プロポーザル参加資格以外に関する質問について

「(応募者名) - 実施要領等に関する質問 (参加資格以外)」

ウ 到達の確認方法

本村が質問、意見書を提出した者に返信する。

エ 回答の公表

(ア) 参加資格に関する質問への回答

令和7年1月30日（木）17:00までにホームページにて公表する。

(イ) 参加資格以外に関する質問への回答

令和7年1月30日（木）17:00までにホームページにて公表する。

(3) プロポーザル参加資格審査に関する提出書類の受付

応募者は、以下の要領に従ってプロポーザル参加資格審査に関する提出書類を提出すること。

ア 対象

プロポーザル参加希望者

イ 提出期間

本実施要領等公表日から令和7年2月7日（金）17:00までとする。

ウ 提出方法

応募者が担当部署へ持参または郵送により提出する。なお、E-mail、FAXによる提出は認めない。

エ 提出書類

(ア) プロポーザル参加資格審査申請書（様式2号）

(イ) 誓約書（様式3号）

(ウ) 会社概要書（様式4号）

- (エ) 元請としての施工実績表（様式 5 号）
- (オ) 配置予定監理技術者資格及び経歴（様式 6 号）
- (カ) 配置予定照査技術者資格及び経歴（様式 7 号）
- (キ) 納税証明書（国税および地方税に滞納がないことの証明書）

オ 結果通知

プロポーザル参加資格審査は、提出書類受付後速やかに審査し、1 週間を目安に結果を通知する。

カ プロポーザル参加資格審査結果理由の説明請求

- (ア) 審査の結果、参加資格が認められなかったものは、その理由について本村に対して説明を求めることができる。
- (イ) 説明を求めたものに対する回答は、速やかに書面により行う。

キ その他

- (ア) 提出期限に遅れた参加資格審査に関する提出書類は受け付けない。
- (イ) 提出時には、身分を証明できるもの（社員証、運転免許証）の提示を求める場合がある。

(4) 概要説明会および現地見学会に関する提出書類の受付

応募者が、本工事の位置付けや特徴を理解したうえで、技術提案書を作成できるよう、必要事項を的確に伝えることを目的とする。

応募者は、以下の要領に従って概要説明会および現地見学会に関する提出書類（様式 3 号）を提出すること。

ア 対象

プロポーザル参加予定者

イ 提出期間

令和 7 年 1 月 24 日（金）17：00 までとする。

ウ 提出方法

プロポーザル参加を希望する者は、提出書類（様式 1 号）を担当部署へ郵送、持参、E-mail、FAX により提出する。E-mail 及び FAX の場合は提出後速やかに原本を担当部署へ提出すること。

エ 提出書類

概要説明会および現地見学会参加申込書（様式 1 号）

(5) 概要説明会および現地見学会の開催

ア 概要説明会および現地見学会実施日

令和 7 年 1 月 28 日（火）とする。

イ 見学に当たっての注意事項

- (ア) 本村で時間を調整の上、参加申込書提出事業者へ通知する。
- (イ) 概要説明会および見学会への参加者数は 5 名以内とする。見学にあたっては、参加者の所属企業が確認できる身分証明書等を参加者各自が持参すること。

(6) 基本設計図書の閲覧

現地見学会と同日において、以下の基本設計図書の閲覧を行うことができる。

- ① 基本条件の確認
- ② 処理方式・フローシートの検討
- ③ 維持管理構想の検討
- ④ 施設設計水位関係の検討
- ⑤ 配置計画の検討
- ⑥ 施工方式比較検討

(7) 技術提案書の受付

応募者は、以下の要領に従って本事業に対する提案内容を記載した技術提案書を提出すること。

なお、本村は応募者の提案内容についてヒアリングを実施することを予定している。

ア 対象

プロポーザル参加資格審査の結果、参加資格が認められた応募者

イ 提出期間

令和7年3月17日（月）15：00までとする。

ウ 提出方法

応募者が担当部署へ郵送または持参により提出する。なお、E-mail、FAXによる提出は認めない。

エ 提出書類

提出書類は、技術提案書と技術提案した工事の費用を積算した工事費内訳書とする。

詳細は、「提出書類の作成要領」に規定する様式による。

オ ヒアリング

ヒアリングの詳細については別途技術提案書を提出した者に通知する。

カ 結果の通知

令和7年3月21日（金）に応募者に書面で通知する。結果の概要についてはホームページにて公表する。

キ 審査結果理由の説明

- (ア) 審査の結果、優先交渉権者とならなかったものは、その理由について本村に対して説明を求めることができる。
- (イ) 審査結果理由の説明を求める場合には、本村が通知した日の翌日から起算して3日以内（期間中の休日を除く。）に担当部署へ書面（書式は自由）を提出すること。提出方法は郵送（書留に限る。）または持参によるものとし、持参の場合は、9：00～17：00まで（ただし、12：00から13：00まで及び期間中の休日を除く。）とする。
- (ウ) 説明を求めたものに対する回答は、速やかに書面により行う。

ク その他

- (ア) 提出期限に遅れた技術提案書は受け付けない。
- (イ) 提出時には、身分を証明できるもの（社員証、運転免許証）の提示を求める場合がある。

(8) プロポーザル参加に関する留意事項

ア 実施要領等の承諾

応募者は、「プロポーザル参加資格審査申請書（様式2号）」の提出をもって、実施要領等の記載内容を承諾したものとする。

イ 費用負担

応募申込みに係る経費は、応募者の負担とする。

ウ 提出書類の取扱い

① 技術提案書の変更等の禁止

技術提案書の変更、差し替え若しくは再提出は認めない。また、理由のいかんに関わらず返却しない。ただし、本村が必要と認めた場合はこの限りではない。

② 著作権

応募資料の著作権は、応募者に帰属することとするが、審査結果の公表において必要な場合、応募者に事前に協議した上で必要な範囲において、本村が公表等を行うことができるものとする。

③ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負う。

エ 資料の取扱い

本村が提供する資料は、本工事の入札に係る検討以外の目的に使用することはできない。

オ 使用言語及び単位、時刻

「提出書類の作成要領」及び各様式に特別に指定するもの以外は、入札に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

カ プロポーザルの辞退

応募者は、技術提案書の提出期限までは、随時、プロポーザルを辞退することができる。参加辞退届の提出要領は以下のとおりとする。

(ア) 提出期限

令和7年3月17日（月）15:00までとする。

(イ) 提出方法

応募者が「参加辞退届（様式8号）」を担当部署へ持参により提出する。なお、Email、FAXによる提出は認めない。

(ウ) その他

辞退の撤回はできないものとする。

キ 失格事項に関する事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

① プロポーザル参加者の資格要件等を満足していない場合

② 提出書類に虚偽の記載をした場合

③ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

④ プロポーザルに対する援助を、実施要領に定める手続き以外の方法により、審査委員または関係者に直接または間接に求めた場合

⑤ 規定する書類が提出期限を過ぎて提出された場合

⑥ 技術提案書類の不備・不足が是正されない場合

⑦ その他、実施要領に違反すると認められた場合

ク プロポーザルの延期等

本村が必要と認めたときは、プロポーザルに係る手続きの日程変更、延期または中止をすることがある。このことで、プロポーザル参加者に不利益が生じても、本村はその責を負わないものとする。

ケ その他

実施要領等に定めるもののほか、プロポーザルにあたって必要な事項が生じた場合には、本村は応募者に通知することとする。

3 プロポーザルに関する担当部署等

(1) 担当部署

本プロポーザルに関する担当部署（提出書類等受付窓口）は次のとおりとする。

白馬村役場 上下水道課 下水道係

〒399-9393

長野県北安曇郡白馬村大字北城 7025 番地

電 話：0261-85-0714

E-MAIL:suido@vill.hakuba.lg.jp

行政ホームページ：<https://www.vill.hakuba.lg.jp/gyosei/index.html>

(2) プロポーザルに関する資料公表方法

実施要領等は、上記本村のホームページにて公表する。

4 プロポーザル参加資格要件

応募者は、次の資格要件を全て満たすものとする。また、応募者の資格の確認を行うために資格審査を実施する。

本工事の設計・施工にあたっては、白馬村および小谷村管内に本社がある事業者を積極的に活用すること。

(1) 応募者の構成等

ア 応募者は、事業を実施する予定の単独の企業とする。

イ 同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

(2) 応募者等のプロポーザル参加資格要件

ア 共通のプロポーザル参加資格要件

次のいずれかに該当する者は、参加することはできない。

(ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

(イ) 長野県および白馬村の指名停止措置を受けている者

(ウ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

(エ) 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納している者

(オ) 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者

(カ) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 511 条の規定による特別清算開始の申立てがなされている者

- (キ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者
- (ク) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者
- (ケ) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条又は第 19 条による破産の申立て（同法附則第 3 条の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正 11 年法律第 71 号）第 132 条又は第 133 条による破産の申立てを含む。）がなされている者
- (コ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）またはその構成する者（暴力団の構成団体を構成する者を含む。）の統制の下にある者
- (サ) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者がその事業活動を支配する法人である者
- (シ) 本村が本工事に関する検討を委託した一般財団法人日本環境衛生センターと資本関係又は人的関係のある者
- (ス) 公告から優先交渉権者の選定に関する公表までの期間に、本工事について本村が設置する選定委員会の委員に対し、接触等の働きかけを行った者

イ 各業務を行う者の要件

応募者は、本施設の設計・施工を行う者の要件として、以下の各項の要件を満たすこと。

- ① 本村の入札参加資格者名簿（令和 6 年度）の清掃施設工事、または機械器具設置工事の登載者であること。
 - ② 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による清掃施設工事、または機械器具設置工事に係る特定建設業の許可を受けており、同工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が 940 点以上であること。
 - ③ 建設業法における清掃施設工事、または機械器具設置工事に係る監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること。
 - ④ 平成 25 年 4 月 1 日以降、日本国内において地方自治体が発注したし尿処理施設、または下水道投入施設を設計および施工（元請の実績）し、供用開始した実績があること。
 - ⑤ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づき一級建築士事務所登録を行っていること。
 - ⑥ 本工事の工事着手日において、施設工事に対応する監理技術者で、次に掲げる要件の全てを満たす者を専任として配置できること。
 - (ア) 監理技術者資格者証を有する者（監理技術者講習修了証等により過去 5 年以内に監理技術講習を受講したことが認められるものに限る。）
 - (イ) し尿処理施設、または下水道投入施設の建設工事において、監理技術者又は主任技術者等（現場代理人等として監理技術者又は主任技術者に準じて下請業者を指導する立場であったと認められるときを含む。）としての実務経験を有する者
 - (ウ) 参加者と直接かつ恒常的な雇用関係にある者
- ※ 恒常的な雇用関係とは、見積参加資格審査申請書提出日までに引き続き 3 か月以上の雇用関係にあることをいう。

ウ プロポーザル参加資格の確認

- (ア) 参加資格確認基準日はプロポーザル参加資格審査書類提出日とする。

- (イ) 優先交渉権者選定日までの間に応募者の参加資格要件を欠いた場合、本村は当該応募者を優先交渉権者選定のための審査対象から除外する。
- (ウ) 優先交渉権者選定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間に優先交渉権者が参加資格要件を欠いた場合、本村は優先交渉権者選定を取り消す。この場合において、本村は、優先交渉権者選定を取り消した応募者に対して一切の費用負担を負わないものとする。

IV 応募者の審査及び優先交渉権者の選定

1 審査の機関

本村は、応募者の事業提案の審査を公平に実施するため、審査は、本村の業者選定委員会（副村長、各課長）において実施する。

なお、優先交渉権者選定前までに、業者選定委員会の委員および発注支援業務受託者に対し、技術提案書の審査に関して自己の有利になる目的のための接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

2 優先交渉権者の選定方法

優先交渉権者の選定は、以下の手順で行う（詳細は別添資料「優先交渉権者決定基準」参照）。

なお、優先交渉権者の選定に当たっては、業者選定委員会において評価・審査・選定し、その結果を受けて、本村が優先交渉権者を決定する。

(1) プロポーザル参加資格審査

参加資格審査に当たっては、参加表明時に提出する参加資格審査に関する提出書類について審査を行い、参加資格要件の具備を確認する。

(2) 技術提案審査

ア 基礎審査

基礎審査は、参加資格審査の結果、参加資格が認められた応募者から提出された提案内容が本村の要求する水準を満足するものであることについて確認を行うものである。確認された応募者のみ次段階の非価格要素審査及び価格審査に進むこととする。

イ 非価格要素審査

基礎審査において本村の要求する要件を満たした応募者を対象として、別添資料「優先交渉権者決定基準」に基づき非価格要素について審査し、非価格要素点を決定する。

ウ 価格審査

本工事の設計価格（消費税及び地方消費税を含む。）は次のとおりである。

工事費見積額が、次に示す設計価格を超過した提案を行った応募者は失格とする。

設計価格：1,546,575,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、本工事は令和7年4月に予算措置された場合に執行するものとする。

エ 総合評価及び優先交渉権者の選定

業者選定委員会は、非価格要素点と価格点から優先交渉権者決定基準に定める総合評価式により優秀応募者を選定する。その結果に基づき本村が優先交渉権者を決定し、応募者に書面で決定結果の通知を行う。

V 本事業に関する提示条件

1 工事発注等に関する条件

(1) 契約締結の方法

- ア 本村は、優先交渉権者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を行う。
- イ 優先交渉権者との契約が成立しない場合は、次点候補者と地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を行う。

(2) 見積書作成にあたっての留意事項

見積書は、「提出書類の作成要領」の工事費内訳書記載要領に従い作成して提出すること。

(3) 入札保証金及び契約保証金

- ア 入札保証金は免除する。
- イ 契約の相手方は、本契約の締結と同時に契約保証金として、契約金額の 100 分の 10 の金額を納付しなければならない。
- ウ 契約保証金の免除

事業者は、契約保証金に相当する額を保険金額とする履行保証保険の写しを本村に提出することにより契約保証金を免除することができる。なお履行保証保険契約の締結後、ただちにその保険証券を本村に寄託すること。

(4) 工事費の支払い条件

本工事は、3 か年度の継続事業となっていることから、工事費の支払いは、白馬村財務規則等に従い、事業者の請求があれば年度割の金額に応じて、前払い及び部分払いを行うものとする。

(5) 設計・施工に係る条件

応募者は、以下の条件に基づき提案を行うものとする。

- ア 処理対象物は、し尿及び浄化槽汚泥（集落排水処理施設汚泥含む）とする。
- イ 技術提案事項については、引渡し後も設計及び施工の瑕疵を負うものとする。

2 本村が適用を予定している交付金について

本村は、本事業の実施に関して、社会資本整備総合交付金の適用を予定している。交付金の申請等の手続は本村において行うが、受注者は本村が行う交付金の申請手続き等に協力するとともに、当該交付金交付要綱等に適合するように関連資料の作成を行うこととする。

3 保険

受注者が加入する保険についての詳細は、実施要領添付資料-3「事業者が付保する保険について」に定める。なお、受注者の提案に基づき必要に応じて提示した条件以上の補償内容とすること。また、提示した保険以外の保険を提案し付保することを妨げない。

なお、本村は、一般財団法人全国自治協会公有建物災害共済を付保する予定である。

VI 公表資料の一覧

本実施要領と同時に公表する資料については以下のとおりである。

1 実施要領添付資料

添付資料-1 実施場所

添付資料-2 事業実施区域

添付資料-3 事業者が付保する保険について

2 別添資料

別添資料「要求水準書」要求水準書添付資料

別添資料「優先交渉権者決定基準」

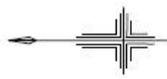
別添資料「建設工事請負契約書（案）」

別添資料「様式集」

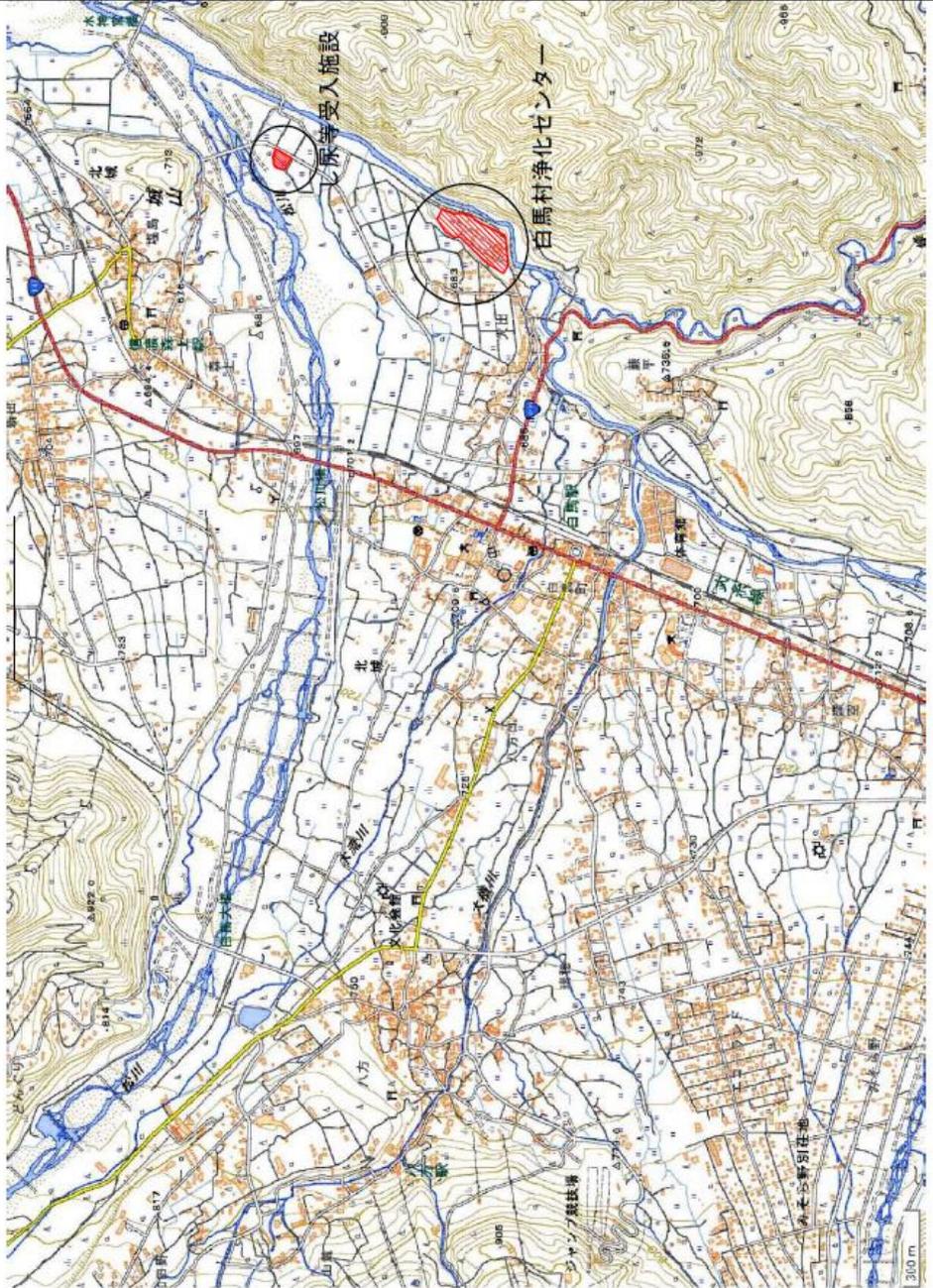
別添資料「提出書類の作成要領」

実施要領 添付資料-1 実施場所

案内図

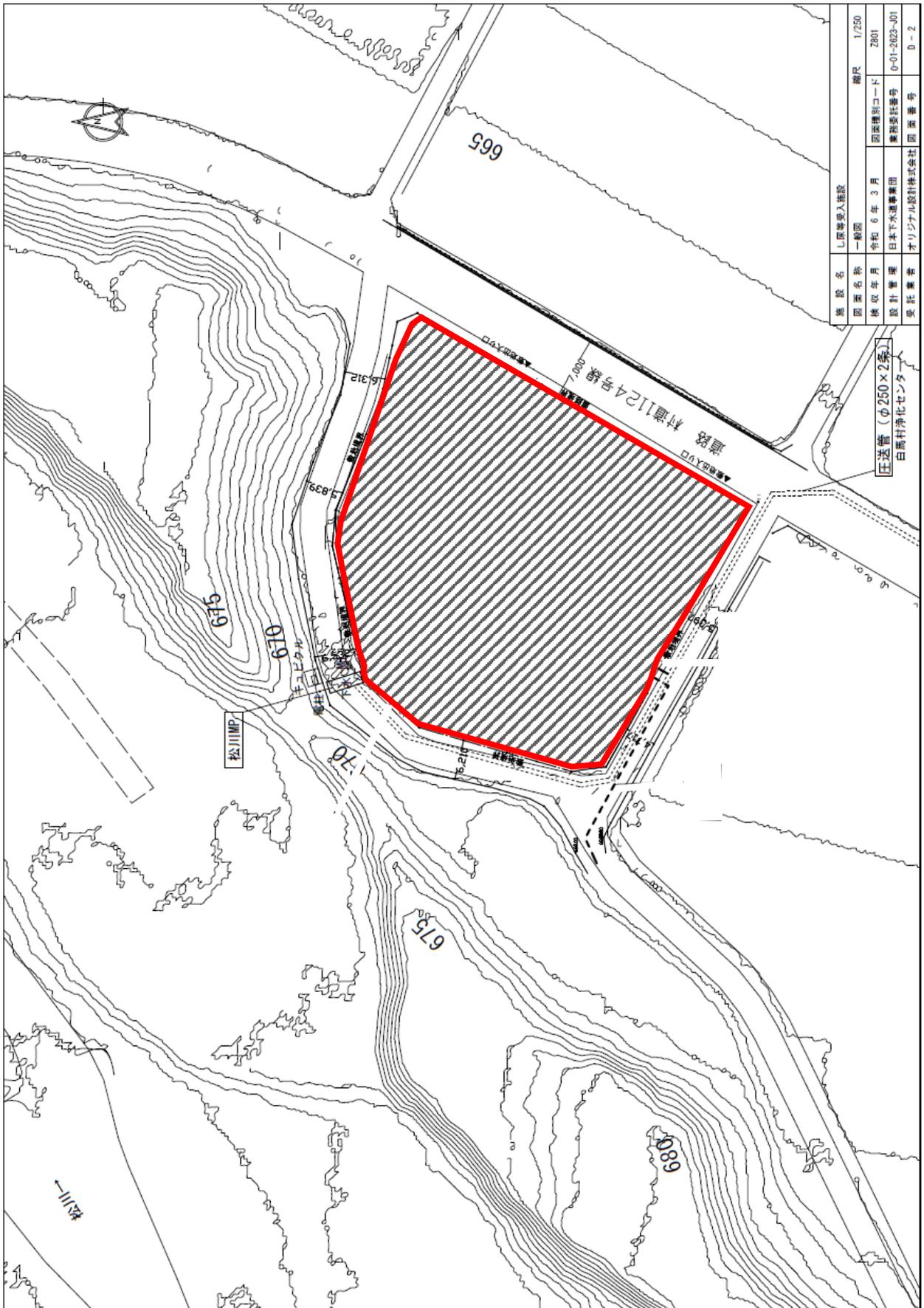


【長野県】



施設名	下水道受入施設		
図面名称	案内図	縮尺	—
採取年月	令和 6 年 3 月	図面識別コード	Z101
設計管理	日本下水道事業団	業務委託番号	0-01-2623-101
委託業者	オリシナル設計株式会社	図面番号	D-1

実施要領 添付資料-2 実施区域



実施要領 添付資料－3 事業者が付保する保険について

1 組立保険

保険の対象：工事現場において不測かつ突発的な事故によって工事の目的物等に生じた損害

補償額：請負代金額

保険期間：本施設の着工日から建設工事完了日まで

被保険者：事業者

2 第三者損害賠償保険

保険の対象：建設工事に伴い第三者に与えた損害について法律上の賠償責任を負担することにより被る損害を担保

補償限度額：対人：1名当たり1億円、1事故当たり2億円以上

対物：1事故当たり1,000万円以上

保険期間：本施設の着工日から建設工事完了日まで

被保険者：事業者

※ 上記に示す保険は必要最小限度のものであり、本工事受注者が必要に応じて上記条件以上の補償内容とすること及び上記に示した保険以外の保険を提案し付保することを妨げない。